

令和6年度第25回沖縄総合事務局幹部と建専連会員団体地方支部長等との

意見交換会

日時：令和6年7月16日（火）15：00～16：45

場所：沖縄産業支援センター 中ホール 312号室

【共通テーマ1】

【議題】

「労務費の基準」の担保等について

【趣旨】

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となっており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下についてお願いするものです。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存です。

【建設産業専門団体沖縄地区連合会 要望】

まずは、共通テーマ1「『労務費の基準』の担保等について」。

趣旨。建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が

商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下について願います。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存です。

以上です。よろしく願います。

#### 【沖縄総合事務局開発建設部 回答】

まず1つ目の①「今回の制度を実効性あるものにするため、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい」について回答します。

先ほど岩田会長からもお話がありましたように、6月7日に建設業法の改正が行われました。この改正で労働者の処遇改善、資材価格高騰による労務費のしわ寄せ防止、働き方改革と生産性の向上の3つを柱としております。改正法の中では、適正な労務費等の確保と行き渡りについて、国が適正な労務費の基準を示し、受発注者双方に対して著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止しており、公共・民間にかかわらず違反した発注者に対して勧告・公表できることとなっております。

適正な労務費を下請事業者まで行き渡らせるために、改正業法では建設Gメンを規定しております。建設Gメンにおいて労務費の基準を著しく下回る契約がなされていないか、

工期ダンピングがないかを広く調査してまいります。この調査によって違反につながる恐れがある事案が判明した場合には、注意喚起など改善指導を行い、それでも改善されない場合は、国と許可権者である都道府県知事と連携して立入調査を行い、監督処分につなげてまいります。この建設Gメンによりまして強固なチェック体制になるものと考えております。

また、これから駆け込みホットラインを改めて周知してまいります。適正な協議が行われなかった場合の当事者からの情報がありましたら、より効果的な調査ができると思いますし、ピンポイントで調査に入ることにより高い効果を得られることになると思います。この点御留意いただければと思っております。

1つ目の回答は以上になります。

では、2つ目の「立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい」というところを回答します。

従来業界において建設費を安くするため、また、確実に受注したいがために低価格競争となっており、これは業界全体の課題となっているところで、そのしわ寄せには技能者の賃金に反映されるのが実態でありまして、技能者の処遇改善が求められており、建設業法の改正につながっているところであります。

今回の改正法において、受発注者双方に対して著しく低い労務費による見積り、見積り依頼を禁止するとともに、先ほども申しておりますけれども、受注者による工期ダンピングを禁止する新たな規定が設けられましたので、御指摘の低価格競争から質の競争へとというマインドになるよう、業界への周知・啓発に努めてまいります。また、法令に反するような行為が確認された場合には適正に対処してまいります。

3つ目の③、上記①及び②の取組に当たって地方自治体や民間発注者の理解と協力が大変重要ということはおっしゃるとおりだと考えております。まず、当局で6月に開催しました沖縄ブロック発注者会議であったり、国、県、市町村連絡会において地方自治体にも説明してまいりました。これから当局は今年度本島の主な自治体を個別に訪問いたしまして、直接働きかけを実施してまいりたいと考えております。

民間発注者に対しては、建設Gメンにおいて民間発注者でも実態調査に入ることによって認識が変わってくることになるのではないかと考えております。また、建設業法令順守講習会であったり、民間発注者団体の理事会、会員の講習会など直接働きかけを行いまして、あ

らゆる機会を通して確実に理解・協力について浸透するように努め、地方自治体と民間発注者の理解・協力を得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**【司会】**

ありがとうございます。御回答に関して何か御質問とかはないですか。

**【(一社) 建設産業専門団体連合会 意見】**

挨拶でもちょっと申し上げましたのですけれども、このような会と申しますか、接点をなるべく多くつくって我々業者の声を聞いていただいて、Gメンとして立入調査に入るときに、恐らく本省のほうもこういうことという文脈が来ると思うのですけれども、やはり地方によって、回っていますと指摘とか問題点もちょっと変わってきているところもございまして、その基本の指導事項と申しますか確認事項と併せて、沖縄建専連のほうから声をいろいろ聞いていただいて、実態の契約がどうなっているとか、私は関西なものですから、近畿地整は既にうちの会社にも来ているいろいろなものを見て帰って、こういう実態になっているのかということをお理解いただいて、その上で立入調査に入ってください。

基本は、数が全国で百三十数名ということですので、なかなか人も足りないと思いますので、沖縄建専連の方々にも現実の声を、これをお願いしてどうしても聞いてもらえんときは、このような状況になっているという声を上げていっていただきたいと思います。その上で効果的に、では、ここの声が多いから一度行ってみようとか、そのようにうまく機能するような形で回っていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**【共通テーマ2】**

**【議題】**

市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について

**【趣旨】**

予算決算及び会計令第80条第2項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、

物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものです。

#### 【建設産業専門団体沖縄地区連合会 要望】

共通テーマ2「市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について」。

趣旨。予算決算及び会計令第80条第2項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、物価資料を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに、労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと、民間工事においても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものです。

以上です。よろしくお願いたします。

#### 【沖縄総合事務局開発建設部 回答】

2段目の「工事価格の積算については」というところは、また改正建設業法の話になりますけれども、法改正によって資材高騰など請負価格に影響を及ぼすリスクの情報は、受注者

から発注者に提供するよう義務化され、資材高騰の際の請負代金の変更方法を契約書を記載事項として明確化されました。また、契約後におきましても、資材高騰が表面化した場合に受注者が変更方法に従って契約変更の協議を申し出たときは、発注者は誠実に協議に応じる努力義務がルール化されました。これについては、直轄工事ではもちろんですが、地方自治体、民間発注者団体にも先ほど言いました会議や講習会、また、直接の働きかけを行うなど取り組んでまいります。

**【沖縄総合事務局開発建設部 回答】**

公共工事に関しまして、工事積算で使用する資材価格につきましては、物価資料や特別調査等で入札時の市況価格を調査して採用することとしており、資材価格の急激な変動にはスライド条項を適用して対応しています。また、労務単価につきましては毎年実施していません、公共事業労務費調査の結果を基に本省にて適正単価を設定していますので、労務費調査に関しまして、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

ダンピング対策の一環としての調査基準価格、最低制限価格の設定の関連につきましては、公共工事を発注する機関を対象としまして、沖縄においては「沖縄ブロック発注者協議会」や「国・県・市町村連絡会」がありますので、それらを通じて予定価格の適正な設定や低入札価格調査基準、または、最低制限価格制度の活用について、引き続き働きかけを行ってまいります。

**【司会】**

これについては、沖縄県の立場として設定価格とかを勉強しています、意見がありますところはいらっしゃいませんか。建設資材とかどうですか。

**【沖縄県鉄筋事業協同組合 回答】**

設定価格というのはないです。

**【司会】**

その辺いまいち、話がある中でも私ども沖縄県としてもその辺のことが十分に今まで話が出ていたのかどうなのかということがまずは、以前はどうなのですか。そういう話がありましたか。

【建設産業専門団体沖縄地区連合会 回答】

いや、なかったです。

【司会】

ですよ。ですから、今御回答いただいているのですけれども、県としても、問題としてはその辺の認識がちょっと薄いというか、まずその辺のいろいろ協議会とかあるのですけれども、いまいち、どういったことか実は余りよく分かっていないのかなということは、今お話を聞いて分かっていますので、この辺は県としても勉強会とかいろいろなことをやって提案する形にまずなるべきだろうかなと今思いました。

【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

ちょっと話はズれるかもしれませんが、会計制度の中で、安いほうが勝つような制度になっていますので、途中その評価とかいう制度を考えてもらったのですけれども、企業側のほうで総合評価で評価される部分は大体同じところに行ってしまうと、慣れてくるとやはり価格競争になってしまうと、最低制限価格とか調査基準価格はあるのですけれども、元請さんだったらみんなそのところで競争しちゃうのですね。

そこで競争されても構わないのですけれども、今このようになったので、そこで例えば93%なりで落としたとしても、元下間のところはこれから標準単価というのが出てきますので、上で幾らで落とそうか、我々はその単価で受けますよということでこっちとしては思っているのですけれども、どうも請負価格、100%予定価格のところを95%で落としたのだから、下請に行くときもその部分の落札率を下げるということを元請さんがちらちら言っているのですね。

それって関係ないので、標準単価で請負契約をこれからしていこうという業界も含めて、官のほうもそういう流れにある中では、入札で落とした部分もちゃんとそういう価格が払えるという前提で入札してもらっていると思っていますので、そのときに何か変な理屈で落札率を掛けたようなことで下請契約をするようなもしマインドがあるとすると、そのところは元請さんにちょっとマインドを変えていただかないといけないのかなと思っています。

あとは、国のほうは調査基準なので、どうも調査してみても話を聞いてみたらこれでいける

ということで、それで入札がパーになるということは余りないようなのですね。県の場合は最低制限なので、そこを下回ったときにもうアウトですけれども、国のほうは一応話を聞いてみましょうというところがあって、それでそういうことだったら 85%でもいいですよと通ってしまうので。でも、それって実は元・下に持ってきたときに、これから言われるその標準労務費をちゃんと確保できるのかといったら恐らくできないはずなので、そういったところをマインドを変えていただくのと、ちょっと厳しい目で見ていただければなと思っております。

#### 【(一社) 建設産業専門団体連合会 質問】

ちょっと今の話とはずれるのですが、1つ逆にお伺いしたいことがございまして、御承知のように、ここ数年でいわゆる建設資材、それから労務費等が相当高騰してまいりまして、いわゆる公共の物価スライドについて各地でどんな状況かというのを伺っております。実態として我々専門工事業者サイドからしますと、なかなか思うようにゼネコンさんにしていただけていないという現状がございまして。逆を言いますと、恐らくゼネコンさんも同じような状況で、発注者様にはそのようなお話をされていると思うのですね。

実態がどの程度というのがなかなか言いづらいのかもしれませんが、ゼネコン様のほうから開発局に対して物価スライドの要請は相当数来ているものなのかどうか、あるいは実態としてはほとんど来ていないものなのかどうか、これが実は全く見えないのですね。先般大臣から、物価スライドちゃんとやっているのだろうと国交省の方に言って、ちゃんとやっていますというお話があるけれども、1%ルールとか既済部分検査は除かれるとか、いろいろその中身があって、1つ1つの専門工事業者からすると、ぶっちゃけ1%にひっくるめられて、ほとんどもう一切ゼロに近いというのが現状なのです。

なので、お聞きしたいのは、そのようなことをゼネコンさんのほうから物価スライドの申請というのは相当数出ているものなのかどうか。公共発注工事、特に今回はこちらサイドにいるのは建築が多いのです。公共のほうでも土木ではなく、もし建築のほうでこのように物価スライドがこうなっているという何か情報がいただけるものであれば、特に沖縄のほうはそれなりに多分公共の建築もあるのかなという印象がございまして、ぜひ伺いたいのでございます。すみません、突然変な質問をしてしまいましたけれども、もし何かそういう情報をいただければ大変ありがたいのですけれども、いかがでございましょうか。

【沖縄総合事務局開発建設部 回答】

今手元にそういった情報がないものですから、今お答えはできかねますけれども、当然ルール上スライドの要請があれば適切に対応しているというのが現状であることは認識しておりますので、そういった制度があることは業界の皆様方にはしっかりルールを活用していただきたいなという気持ちでおります。

【(一社)建設産業専門団体連合会 質問】

あることはあるですね。

【沖縄総合事務局開発建設部 回答】

すみません、7月に来たばかりなので、過去の話はよく分かっておりません。私の手元にデータがないので、ちょっとろ覚えで恐縮ですけれども、不適當なことを言うかも分からないですが、スライドは去年、一昨年ぐらいからきちんと見てくださいという話がたくさん出ています。実際にスライドを適用して変更している事例というのはたくさんあるかという、そんなにはたくさんはなかったと思います。何でそんなことになっているのだろうというので、一度調べてもらったときに、コンクリートとか、去年のちょうど今頃かちょっと前ぐらいは値動きがすごく大きかったのですね。鉄鋼にしても何にしても。なので、そのスライドが引っかかってくるようなタイミングになっておって、その頃にちょうど契約の変更だとか何とか、引っかかってくるやつは何件かスライドを見て、あったと思えますけれども、やはりそういう値動きがスライド条項に引っかかってくるかどうかというところが、いわゆる業者さん方が御覧になっているときに、これは当然かかるのではないかと思ってもかからないというような、かからないところが一番問題になっておって、そこはこちらも仕切りに従ってやっているの、全部見れないというところで、多分そこら辺の話がうまく合わないところだろうとは思います。

一応私のほうで去年からずっと言っていましたのは、スライド条項で変更していくときに、やはり協議していく内容になるので、お互いできちんと協議していかなければいけないのですね。こちらとしての言い方は、去年私が聞いている限りは、協議が上がってくれば変えられますよという言い方をしていましたので、協議が上がってくれば、当然その条件に合えばスライドで変えていきますよという言い方をしていましたので、私は部下に対しては

そういう言い方ではなくて、こっちとしても資材等の単価の動きをよく見ていて、当然そういうのは引かかるような動きをしているときにはお互いこちらからも言うようなことをして、互いに話をするような方向に持っていかなければいけないということと、あと国に比べたら県・市町村はなかなかそこに手が及んでいないところがあるような雰囲気がありますので、さっき発注者協議会って出ていましたけれども、やはり関係するところときちんと情報を共有して、そういうことができるということをやはり意識を共有していかなければいけないねということは言っていました。

去年に比べますと、結局書類のつくり方にしてもそういう協議事項にしても、片方だけではなくて、やはり双方向でやっていこうというところは、それぞれ地方整備局もお互いこういうのが協議内容になってくるよということを要点としてまとめたり、いろいろ取組をしていますので、少しずつはいい方向に向かってきているとは思いますが、なかなかうまくいっていないところはあると思いますので、やはりこういうところで意見交換はしていかなければいけないかなとは思ったりはします。

すみません、直接お答えできていませんが。

#### 【沖縄総合事務局開発建設部 回答】

御質問をありがとうございます。実際に私も5月にこちらに参りましたけれども、そこから着任以来数件程度スライドの決裁は見ていますので、スライド対応しているのは事実でございます。結構発注の現場が久しぶりですので、スライドやっているだなというぐらいの感覚だったのですけれども、やはりこういう社会情勢なので、しっかり対応しているのだなと思ったのは事実でございます。ただ、それが全ての工事に行き渡っているかどうかというと、基準の問題であったり、そこまでしてという業者さんのお考えだったりというのはあるのかもしれませんが、労務単価が改正前に契約したものの労務単価変更に伴う変更を当然ながらしておりますし、しっかりそこは現場に即するような対応を発注者としてはやっていると考えております。ありがとうございます。

#### 【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

よろしいですか。今の2つポイントがあったと思うのですが、公共の発注については、昨日か今日か新聞に出ていると思いますけれども、土木学会が価格決定の構造転換をするべきだということを国交省にも提言されていて、結局予定価格からラインを決めてという

ような形の発注から積み上げに構造的にしていくべきだと。本来見積りはそのように積み上げの見積りになっていて、そこから何%みたいなことになっていると思うのですけれども、その構造転換をするべきだというようなことが提言されていて、本省のほうも何か動きがあるのかなと。

それも私はまだ確認できていないのですけれども、それは公共の発注についてだと思うのですね。今多分もう1つのポイントというのが民間発注で、民間の契約約款からはスライド条項が基本的に国の基本としてあって、民間の契約約款から削除されているのですね。それは建設業法の総価・一式になじまないということで削除されているらしいのですけれども、それがそもそもまずいのではないかと。なので、これぐらいの形、これぐらいの枠は見てくださいね、逆にそれより下がると返しますよというようなことを元請団体も言っておられるわけです。日建連にしても全建にしても。

だけれども、先ほど言われたように、やはり地域地域の元請さんからすると、いやいや、何とかなっているし、そのぐらいいいかというような感覚で、やはりそこには総グロスのしみついたものがありますので、総価・一式の中で何とかなっているから次また現場お願いしますねということで声を上げられないところも多いのかなと思うのですが、構造転換をするというような大きな流れに変わってきているときですので、民間発注者の方についても業行政の立場としてぜひともそういう方向に向けてしっかりと労務の価格転嫁は見てくださいねとか、材料のスライド条項についても、打合せ、膝を突き合わせて協議してくださいねと。協議までになっていますので協議してくださいねというような指導をしっかりといただければと思いますので、お願いします。

#### 【沖縄総合事務局開発建設部 回答】

ありがとうございます。我々も発注者協議会とか、それ以外のいろいろな団体との意見交換のときに、会長がおっしゃられるようなマインドチェンジというものをしっかりやっていって、それをしないと恐らく日本全体が負のスパイラルに陥ってしまうのかなと思いますので、そういうマインドチェンジの取組を引き続きしっかり進めたいと思います。ありがとうございます。

#### 【共通テーマ3】

#### 【議題】

建設キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用について

**【趣旨】**

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まっています。CCUSは業界初の基本的なインフラとなるシステムとのことですが、現在建設業界向けにはほぼ同様のシステムが散在しており、元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況にあります。

システム間のAPI連携は必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たってもシステムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力化を図る上での大きな妨げとなっています。CCUSによる各種システムの統一的運用を望むものであります。

また、CCUS自体の運用に関しても、次のような課題があり、貴局のご認識をお伺います。

- ・キャリアアップシステムに登録の時間を費やし行っているが 現状メリットとなる部分が見えにくく、はっきりと分からない。
- ・登録で完結ではなく、登録情報の変更、更新等の管理に時間、人件費がかかる。
- ・初回登録料以外にも、更新料・管理者ID利用料等もあり費用がかかる。
- ・技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備というものが見えてこない。
- ・設計労務単価に反映されていない（金・銀・青・白）。
- ・CCUSカードを所持していたら、資格証の携帯が不要にならないか（法改正が必要？）  
（例）カードリーダーにかざせば登録内容・資格等が表示されるなど。
- ・マニュアルが膨大過ぎて簡単に理解し切れない。

**【建設産業専門団体沖縄地区連合会 要望】**

共通テーマ3「建設キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用について」。

趣旨。技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まっています。CCUSは業界初の基本的なインフラとなるシステムとのことですが、現在建設業界向けにはほぼ同様のシステムが散在しており、

元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況がございます。

システム間のAPI連携は必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たってもシステムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力化を図る上での大きな妨げとなっています。CCUSによる各種システムの統一的運用を望むものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

**【沖縄総合事務局開発建設部 回答】**

技能者の皆様の建設キャリアアップシステムへの申請において、技能者基本情報を入力いただいております。その情報はシステムのデータベースへ蓄積されております。御要望趣旨にありましたように、認定システム一覧に記載のあるシステムを使用する際には、また同じように技能者基本情報を入力していただいているところはこちらも認識しております。

建設キャリアアップシステム運営協議会において、2024年度の事業計画ではAPI事業者との間でCCUSに登録された技能者基本情報等の共同利用の実施としまして、次期システム更新を見据えつつ、共同利用するデータの項目、当該API事業者が共同利用できるデータの範囲、データの受渡しの頻度、方法等についてAPI事業者、API事業者との契約者とともに検討を進めるとしております。今御要望いただいた件につきましては本省にも伝えてまいりたいと考えております。

**【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】**

ここに関しても既に本省のほうで3か年計画を策定されて、ロードマップの中で今進んでいますので、これは一問題点だと思いますので、こうしてくれたらもっと事務処理が助かるのだと、そのような声をぜひとも上げていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

**【地方独自テーマ1】**

**【議題】**

社会保険未加入業者、元請業者などに対する指導の徹底について

**【趣旨】**

社会保険未加入や技能士資格保持者不在の業者が単価を安くし受注するため、受注単価の下落に直結している。元請業者に対する指導や通達等を徹底することにより、上記のような業者の排除が促進され、ダンピング競争抑止となり適正な単価での受注が実現すれば、事業者は健全な経営活動の下、人材育成、技術向上、従業員の所得向上等を継続して行うことができ、ひいては人材確保に繋げていけるものと確信している。昨年の意見交換会においても回答をいただいておりますが、改めて現在ではどのような対策が行われているのか、また、結果はどのような形で出てきているのか、御教授を願います。

次に、元請業者に対する指導や通達等を徹底するため、元請業者は現場代理人や調達部等において担当者を選任し、担当者が最新の情報も含め研修・講習を受けられるよう考えていただきたい。

**【沖縄県型粋工事業協同組合 要望】**

議題「社会保険未加入業者、元請業者などに対する指導の徹底について」。

趣旨。社会保険未加入や技能士資格保持者不在の業者が単価を安くし受注するため、受注単価の下落に直結している。元請業者に対する指導や通達などを徹底することにより、上記のような業者の排除が促進され、ダンピング競争抑止となり適正な単価での受注が実現すれば、事業者は健全な経営活動の下、人材育成、技術向上、従業員の所得向上などを継続して行うことができ、ひいては人材確保につなげていけるものと確信している。昨年の意見交換会においても回答をいただいておりますが、改めて現在ではどのような対策が行われているのか、また、結果はどのような形で出てきているのか、御教授願います。

次に、元請業者に対する指導や通達等を徹底するため、元請業者は現場代理人や調達部などにおいて担当者を選任し、担当者が最新の情報も含め研修・講習を受けられるよう考えていただきたい。

よろしく願います。

**【沖縄総合事務局開発建設部 回答】**

昨年度の意見交換会では、立入調査やモニタリング調査を実施して指導を行っていくということで回答してまいりました。昨年度実際に立入とかモニタリング調査を行い、改善すべき事項の指摘を行って是正を促してきております。具体的に言いますと、例えば元請

が法定福利費の内訳明示されていない見積書を受領しておりましたので、そこは元請・下請で双方とも内訳が明示された見積書を使うように指導をしたり、口頭で契約締結をしていたところを書面で契約書を締結するよう指導するなどしてきております。

今年度、先ほども申しましたように、建設業法の改正で、当局においても建設Gメンの体制を整えましたし、業法で受発注者双方に対して著しく低い労務費による見積りや見積り依頼を禁止したこと、受注者による工期ダンピングを禁止する規定もできましたので、今後は適正な労務費が末端まで行き渡っているか、元請・下請、下請の中でも二次下請との個々の契約において、労務費の基準が著しく下回る契約がないかなどを実地調査してまいります。

先ほどもお話ししましたので繰り返しになりますが、建設Gメンによる調査を効率的に行うため、駆け込みホットラインの通報、また、書面調査を通じて把握した違反の疑義がある事案については優先して実地調査を行いますので、いきなりではないかもしれないですけれども、今後適正な価格での受注や作業員の所得向上につながっていくのではないかと考えております。

趣旨の1番目、社会保険未加入の話がありますけれども、こちらにつきましては厚生労働省の沖縄労働局とも連携して対応していきたいと考えております。

2つ目の元請業者に対する指導、現場代理人が講習等を受けられるようにしていただきたいというところですが、元請業者の現場代理人や調達部の担当者は、最新情報の研修や講習を受けてほしいというところは理解できます。当局においても法令順守講習会や建設業者に対する制度の説明会など、様々な機会を捉えて法制度の浸透を図ってまいります。元請業者に対しての要望につきましては、皆様方の不安や御不満について関係する建設業団体に伝えて是正が図られるようにしてまいりたいと考えております。

#### 【沖縄県型枠工事業協同組合 意見】

今回のこの要望といいますか趣旨については、実際にもう今レベルの高い話になっているような気がしておりますが、沖縄では公共事業においても当然民間の工事においても元請、下請が社会保険に入っている、入っていないには関係なく、安価な見積りの業者に発注するということが今実際にはやっているわけですよ。ですから、こういう未加入業者との契約をやめさせるような指導をしていただきたいなということを言っているのだと思っております。

それから、元請に対する指導ですが、実際には調達して集めて指導しているのは、よくうちも学ぶためにするのですが、実際に講習に来て勉強会に参加した者は者で、知っていると思うのですが、現場に行くと現場代理人が全くこういった情報を知らない。こういった状況になっているので、これに調達部あるいは元請業者の現場代理人と書かれているのは、各会社1名、2名参加している会社があったのかどうなのか分かりませんが、参加した者が会社内でそういった勉強会をしていない、だから、こういう現場では全く知らない状況での対応になっているということで、元請に対して実際みんなに知らない情報を共有できるようなシステムづくりで現場を熟知している方々に講習にも参加してほしいという趣旨で書かれているものだと思っているので、そこら辺の指導をお願いしたいと思っております。

**【沖縄総合事務局開発建設部 回答】**

今のお話をしかと受け止めて、まず元請の団体さんとはその辺を突っ込んで話をしてみたいと思います。お話の最初のほう、現場の実態というところも今すぐどうこうできるというところではないのですけれども、いろいろ情報をお聞かせいただいて今後どのようにできるかというところをともに取り組んでいけたらいいなと考えております。

**【司会】**

ありがとうございます。本土のほうはどうなのでしょう。

**【(一社) 建設産業専門団体連合会 回答】**

役所の方も民間発注に対してどこまで踏み込めるかという、今まではやはり業行政の立場でもなかなかそういう民間工事、双方が納得していればという部分で踏み込めなかったのが、今回の業法改正で、とはいえ労務の価格転嫁をするためにやりましょうという標準労務費みたいなものを出すことになったわけですけれども、安くやっているというこの問題については、どこを基準にするか。

要は、例えば厚労省と今合同で立入調査を進めていかれるようになっているかと思うのですが、その際に、社会保険未加入者がたくさん入っているとか、そういうところを厚労省の立場でも一緒に指導していただくとか、だから安くできているのではないのかとか、そういう目線、視点で踏み込んでいっているということになるかと思っておりますので、全て

が全てここに書いておられることができるかという、やはりそれぞれの立場でやらないと難しい問題でもあるかと思えます。

ただ、労務の価格転嫁については公取のほうも指針を出しておられますので、我々もそこら辺の指針を勉強して、これはこうなっていないのではないですかというようなことを事務局さんのほうに御提案するとか、こういう元請さん、ここの元請さんはこうなっていないよというような具体的なところについて御相談するというほうがよりの確で一番タイムリーにいけるのかなという気がします。ちょっとお答えになったか分からないのですが、けれども。

#### 【沖縄総合事務局開発建設部 回答】

話がありました厚労省とのお話も沖縄労働局とまず調整といいますか話を持ちかけているところがございます。公取のほうも総合事務局の中にもありますので、そこは意見交換をちょっと話を持ちかけたところで、まだ具体的な話はしていないのですけれども、今後そこは情報交換しながら進めていければいいかなと考えております。

#### 【地方独自テーマ2】

##### 【議題】

「請負金額について」沖縄での現実

##### 【趣旨】

建設業法等の改正の方向として、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼が禁止となります。そこで、以下沖縄の現実に起こっている事例から今後について対応をお願いするものです。

①地元建設業1社の現場所長が10%の消費税分のカットのお願いできないかと相談してきた。働き方改革等、時代の変化に対応しないといけないと、その地元建設業社の社長も理解しているはずだが、現場の所長への予算目標達成へのプレッシャーが強く、そのような発言が出てしまったと推測する。民間工事において元請同士の競争が激しく、見えないところでこのような事例が起こっている。

②公共工事において、地元建設業1社の役員の話として、福利厚生費を考慮した適正な見積書を提示したところ、この見積金額は高い、以前からある当社の単価に合わせてくれとの

弁。世の中の労務費高騰は理解しているが、極力昔の安い単価で施工させたいとの気持ちが表れていた。

③数か月前に同業他社の長年の専属協力会社社長から、あの会社の単価ではもう限界だ、労賃値上げの話も聞いてくれない、どうか御社の下で働かしてくれないかと相談を受けた。元請企業は工事受注のため厳しい価格競争の中にいるが、一次協力会社も仕事を得るために厳しい価格に追従せざるを得ない状況が見える。結果、末端の職人さんの労務賃金は増えない。

上記①から③の事例から、現実には働き方改革に逆行する形で企業の生き残りをかけている。国のリーダーシップで末端の労働者の賃金が上がるよう強力な指導をお願いしたい。

#### ※補足説明

発注契約額が上がっても元請と専門工事業者の利益に増え、職人労務費は上がらないケースがある。同時に、名ばかりの現場職人で技術の向上心なく腰かけの職業として働く者も多く、この業界でしっかりと技術を磨き、社会に奉仕したいと思っている者と同じように賃金を上げる必要があるのかと考える必要があります。

#### 【(一社) 日本塗装工業会沖縄県支部 要望】

「請負金額について」沖縄での現実。

建設業法等の改正の方向として、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼が禁止となります。そこで、以下沖縄の現実に行っている事例から今後について対応をお願いするものです。

①地元建設業1社の現場所長が10%の消費税分のカットのお願いできないかと相談してきた。働き方改革等、時代の変化に対応しないとイケないと、その地元建設業社の社長も理解しているはずだが、現場の所長への予算目標達成へのプレッシャーが強く、そのような発言が出てしまったと推測する。民間工事において元請同士の競争が激しく、見えないうところでこのような事例が起きている。

②公共工事において、地元建設業1社の役員の話として、福利厚生費を考慮した適正な見積書を提示したところ、この見積金額は高い、以前からある当社の単価に合わせてくれとの弁。世の中の労務費高騰は理解しているが、極力昔の安い単価で施工させたいとの気持ちが表れていた。

③数か月前に同業他社の長年の専属協力会社社長から、あの会社の単価ではもう限界だ、

労賃値上げの話も聞いてくれない、どうか御社の下で働かしてくれないかと相談を受けた。元請企業は工事受注のため厳しい価格競争の中にいるが、一次協力会社も仕事を得るために厳しい価格に追従せざるを得ない状況が見える。結果、末端の職人さんの労務賃金は増えない。

上記①から③の事例から、現実には働き方改革に逆行する形で企業の生き残りをかけている。国のリーダーシップで末端の労働者の賃金が上がるよう強力な指導をお願いしたい。

補足説明として、発注契約額が上がっても元請と専門工事業者の利益に増え、職人労務費は上がらないケースがある。同時に、名ばかりの現場職人で技術の向上心なく腰かけの職業として働く者も多く、この業界でしっかりと技術を磨き、社会に奉仕したいと思っている者と同じように賃金を上げる必要があるのかと考える必要があります。

以上です。御回答をお願いします。

#### 【沖縄総合事務局開発建設部 回答】

① から3つの事例を伺いますと、沖縄の建設業界の現実、低価格での契約であったり労務費のダンピングが当たり前ということが分かります。補足説明にもありましたように、技術の向上や業界の向上の意思を持って真っ当に仕事に臨んでいる皆さんからしますと、すごい腹立たしい状況であるだろうと、そこも分かります。ここも先ほどから申し上げているところではあるのですが、建設業法の改正で一朝一夕でよくなるわけではなく、これは少しずつかもしれないけれども、改正建設業法が浸透していけば、こういうことは駄目だという風潮ができて上がるようになっていくと思います。

我々も建設Gメンというこれまでなかった事業者を指導できるような立場になりましたので、意識の低い事業者がありましたら強く指導してまいりたいと思います。そこも先ほど申しましたように、駆け込みホットラインを活用していただければ私どもも指導しているかなと思っております。健全な業界になるように、我々も皆様と力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

#### 【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

意見ということではないのですが、今の現状をお聞きして、なかなか今進めようとしている方向は間違いなく正しいわけですが、まだまだ現実としてはダンピング

という状況がかいま見えるということが実態として分かりました。

その前の質問にもちょっと絡むとは思うのですがけれども、建専連としても元請団体にもいろいろ要望しておりますし、元請のゼネコン団体さんも非常に深く理解されているようですけれども、それが業者さんのほうに下りてきて、その業者さんも社長からその下の現場代理人のほうまではなかなか落ちてこないということで、いずれの場合も元・下ともに意識が全体まで行き渡るまでにはなかなか時間がかかるのかなと感じておったところでありまして、行政の方からも機会をとらまえて指導いただくということが必要ではないかなと感じたところでありまして。

意見というか感想でございます。

#### 【(一社)建設産業専門団体連合会 回答】

この文脈の中にあっただので、この見積り金額は高い、以前から当社の価格に合わせてくれ、福利厚生だとか材料だとかいろいろな価格転嫁は分かるけれども、据え置いてくれと。これは公取が下請法で載せている指針というのがあるのですがけれども、全くそれに値する、当たると。文をちょっと読みますと、「コストの上昇分の取組価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく従来どおりに取組価格を据え置くこと、また、原材料、エネルギーコストの上昇があったため取引相手が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず価格転嫁をしない理由を書面・電子メールで取引相手に回答することなく従来どおり取引価格を据え置くこと、これは優越的地位の濫用に当たる」というような文面がありますので、我々もこの辺のところ、新聞によくマスコミの方も書いていただいているので、これがそれに当たるのではないかとすることを逆に相談をする、それで立入調査のときに見ていただく、そのよううまく回るような運用にされたほうがいいのかなと。

これ気づく限り建専連とかのホームページにマスコミの方に了解を得て新聞記事をアップしていますので、ぜひとも我々従事者を守るための活動と思って、そこら辺のところも我々も勉強していくべきかなと。そういう意味で、いろいろな法律、関係省庁が一体となってという、それに今は値するタイミングだと思いますので、ぜひともそういうところを念頭に沖縄建専連として動いていただければと思います。

### 【地方独自テーマ3】

#### 【議題】

「道路景観向上の推進及び波及促進について」

#### 【趣旨】

平素は当協会の諸活動に格別の御理解と御支援、併せて県内における国直轄事業での多大な御指導を賜り、衷心より御礼申し上げます。

建設業法上、生き物である樹木等の植物を取り扱う唯一の建設業種として、安全かつ快適で緑豊かな環境づくりの推進を社会的使命とし、道路の緑化や公園緑地等の整備、緑のストックの適正な維持管理等様々な造園工事に携わる中、技術の研さんと施行体制の整備に努めております。

今年度の要望事項といたしまして、昨年に引き続き、次の内容での御配慮、御検討をお願いいたします。

那覇空港から市街地に接するウェルカムロードとして国道 332 号は位置づけられています。国内において更新植栽を進めた国道 332 号植栽整備工事は先進的なモデル事業としての役割を果たしております。引き続きこの事業と同様な更新植栽事業を継続していただき、他の国道沿線においても良好な沿道景観の形成に向けた事業創造を求める形で、予算確保への御尽力及び造園建設業界の健全育成・発展とともに、県経済活性化への御協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、沖縄県においては他都道府県とは異なる亜熱帯特有の環境であることから、沿道の雑草繁茂が著しく目立っております。沖縄県では令和 3 年度より性能規定型道路除草管理を実施し、業者裁量での雑草の抑え込みを試行錯誤しながらも推進しておりますが、国道においても良好な沿道景観の形成に向けて沿線の雑草繁茂を抑える検討事業をお願い申し上げます。

#### 【(一社) 日本造園建設業協会沖縄総支部 要望】

平素は当協会の諸活動に格別の御理解と御支援、併せて県内における国直轄事業での多大な御指導を賜り、衷心より御礼申し上げます。

建設業法上、生き物である樹木等の植物を取り扱う唯一の建設業種として、安全かつ快適で緑豊かな環境づくりの推進を社会的使命とし、道路の緑化や公園緑地等の整備、緑の

ストックの適正な維持管理等様々な造園工事に携わる中、技術の研さんと施行体制の整備に努めております。

今年度の要望事項といたしまして、昨年に引き続き、次の内容での御配慮、御検討をお願いいたします。

那覇空港から市街地に接するウェルカムロードとして国道 332 号は位置づけられていて、国内において更新植栽を進めた国道 332 号植栽整備工事は先進的なモデル事業としての役割を果たしております。引き続きこの事業と同様な更新植栽事業を継続していただき、他の国道沿線においても良好な沿道景観の形成に向けた事業創造を求める形で、予算確保への御尽力及び造園建設業界の健全育成・発展とともに、県経済活性化への御協力をいただけますようお願い申し上げます。

続きまして、沖縄県においては他都道府県とは異なる亜熱帯特有の環境であることから、沿道の雑草繁茂が著しく目立っております。沖縄県では令和 3 年度より性能規定型道路除草管理を実施し、業者裁量での雑草の抑え込みを試行錯誤しながらも推進しておりますが、国道においても良好な沿道景観の形成に向けて沿線の雑草繁茂を抑える検討事業をお願い申し上げます。

以上でございます。

#### 【沖縄総合事務局開発建設部 回答】

観光立県を目指す沖縄県にとって、美しい道路景観は観光客に観光リゾート地の沖縄を印象づける上で極めて重要な役割を担っていると考えております。国道 332 号については沖縄のウェルカムロードとして沖縄への期待が高まる緑をコンセプトに、平成 30 年度から鋭意施工を進めてきたところです。しかしながら、維持管理予算の厳しい中、植栽の管理を行っている状況でありまして、県の整備状況や地域の状況等を勘案しながらその他の地域への展開については検討してまいりたいと考えております。

1 つ目の回答は以上です。

2 つ目の沖縄県の行っている性能規定型道路除草管理に関する回答です。沖縄県が実施している雑草繁茂対策については、沖縄総合事務局でも今年度試験的に実施して、経済性、景観性、安全性等の効果の検証を予定しているところです。試験施工や効果の検証に当たっては、沖縄県や協会等からの意見を伺いながら進めていきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

回答は以上です。

【(一社) 日本造園建設業協会沖縄総支部 要望】

現在一応一番沖縄県で道路の延長が長い、面積があるというのは、県道でありますので、県のほうでは県道で雑草が余りにも繁茂して目立つと。そこで沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観を形成する、それを目指すという考え方から今雑草繁茂対策事業を進めておりますが、やはり国道や市町村道でも広げていって沿道の景観を向上させる、観光地にふさわしい景観ができるまで事業の継続をお願いしているというのが業界からの提言でございます。

国道でも 332 号線では当時観光地として競争力を高めるために観光立県の道路の在り方検討委員会が開催され、植え替えをして今ヤシ類で沖縄らしさを出した緑化で事業が進んでおりますが、やはり観光地というかほかの沿線にも広げていただいて、今年度この要望をお願いいたします。

【司会】

それでは、全体を通して御質問とか御意見はございませんでしょうか。

【(一社) 建設産業専門団体連合会 質問】

先ほど型枠さんと塗装さんのほうで大変厳しい状況にあるという御報告がございました。先ほど一番最初に、建専連の活動というところでちょっとペーパーがあったかと思うのですけれども、これ岩田会長もいつも言っておりますが、要は繁閑にかかわらず単価を確保しないと担い手が来ませんよということを長年申し上げております。それを何とかしてほしいということを長年国交省含め行政の皆様方、それからゼネコンさん団体にも長く申し上げてきているわけでございます。

とはいえ現実には先ほどの型枠さんあるいは塗装さんのようなことが起きているということも実態でございまして、結果で何を招くか。もうこれは明らかなのですね。担い手が入ってきませんよ、こういうことをやっていたら。これは実態としても激減しているのですよ。これは型枠の場合でございますけれども、人がいなくなる。型枠というのは、御承知かもしれませんが、一人前になるにはやはり 5 年 10 年という長い時間がかかるものですから、そこで人が入ってこない、そこで下手をすると技術の継承ができなくなってしまう

うかしらんという、実はそれぐらいの危機感を持って我々型枠としてやっております。

先ほど建専連さんのほうの資料で、3番のところに、一昨年岩田会長と私のほうでゼネコンさんにも申し上げました。これだけは払うからという最低賃金、最低年収を8団体で建専連として発表させていただきまして、昨年国交省さんはCCUSのレベル別年収を発表されておるのですね。我々が出したよりもかなり高額だったわけです。私ども型枠では、実は大変困りました。では、どうしようと考えてやったことが実は今年1月に国交省さんのレベル別年収をクリアする、要するにそれだけ若い人に払えと言うのであれば、分かりました、払いましょう、その代わりこれだけの単価が必要ですよということを東京都のバージョンで8つの建物の種類で公表させていただいたのですね。これは新聞でも発表いたしました。ただし、あくまでも標準単価という言い方をしてしまいますと先ほどの公取の話もあって、いろいろカルテル云々なんということにもなってしまいますので、あくまでもCCUSのレベル別年収をクリアするために必要な単価ということで発表したわけです。

1か月ぐらいは何事もなかったのですけれども、東京のいわゆる建設業協会のそれなりの幹部の方にある会合でお会いしまして、あんなのおかげで仕事が取れんと、名指しで私は怒られました。要は、あんながそういう単価を新聞で発表しただろうと。だから、みんな一斉にその単価になってしまったと。だけれども、その単価ではほかのところと競争が成り立たん、だから、仕事が取れんと。恐らくそのゼネコンさんは、社会保険にもちゃんと加入してやっている人を使っておったのでしょね。だけれども、仕事が取れないとなるとどうなるかという、先ほどの話ではないですけれども、労務費だけで16%も違うわけですから、それなりの社会保険なんかに入っていないからとにかく仕事をしてくれる者を使おうという動きがやはりそこで加速してしまう。

これは、さっきの話もそうですし、私の話と同じですけれども、これが恐らく現実なのだろうと思うのですね。だけれども、それをここまで頑張っ確保しようと思ってやってきておりますので、それだけ強い思いで我々今活動させてもらっております。怒られるのは幾ら怒られても構いませんので、何とか確保してそれを払って、それで若い人を確保していけないと技能の継承が大変厳しいぐらい担い手さんが入ってきてくれないという状況にあるということですね。これをぜひ皆様には改めて御理解いただければということで、ちょっと気になったので一言申し上げさせていただきました。よろしく願いいたします。すみません。

【司会】

ありがとうございます。この前の一人親方の話、型枠の話、あれ面白かったのですね。一人親方では仕事できんという話だったではないですか。もう一回聞かせてもらえないですか。

【沖縄県型枠工事業協同組合 意見】

せんだって言ったのは、一人親方がいろいろな専門工業者に言うと、一人親方の成り立ちというのが成り立たないのに、何でそれが一人親方として認められているのか、あるいはそれがそのように分かれておるのか分からないということを行ったわけです。例えばうちらの場合には、型枠工事をやっている。型枠工事というのは現場の中で一人で作業すると。継続してやるということは不可能なのですよ。うちのところにもいないわけではないけれども、例えば1人でやっても本当に応援を入れるとか、そのようなやり方で、必ず複数以上いないと安全の担保とか技術的に難しい構造になっていますので、そういったところも一人親方というのは成り立たないのではないかとというのがあって、この前はお話をさせていただきました。

【司会】

もうそろそろ時間なので、最後に一言お願いしてよろしいでしょうか。

【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

今、日本塗装工業会の代表であります。今日1点お話しさせていただきたいのは、昨年本省でもお話しさせてもらったのですけれども、今建設業法で500万円以下の工事については建設業許可は要らないということになっているのですね。ところが、やはり500万円以下というのは本当に軽微なのかどうか。私は塗装工事業でありますけれども、ちょっと想像していただきたいのは、例えば1軒のお家を塗り替えるとしたときに幾らかかるかという、ざっくり100万とか150万とかいうレベル感なのですね。そういったマーケットをなりわいとして、そこで仕事を得ている業者さんは非常に多くいるのですね。

だから、そういった500万以下の非常に大きいボリュームゾーンのところで建設業許可不要ということがありますから、たまたまこれの次のページにも出ておりますけれども、社会保険に入ったり、インボイスあるいは働き方改革、そのほか様々な経費がかかるわけ

ですね。我々は塗装ですから、当然塗料を使うに当たってもきちっとした標準塗布量が定められています。それを塗らないといけませんし、あるいは労基に定めているような足場も組まないといけないわけですね。

ところが、そういったいわゆる建設業許可を取っていない会社さん、これは別に全て悪いわけではないのですけれども、往々にしてそういった業者さんは社会保険にも入っていない、労基も守らない、あるいは定められた塗料の量も使わないという方々と、ここに書いてありますけれども、正社員を雇いながら、経費をしっかりと払いながらマネジメントしている正規の会社が同じ土俵では戦えないのですよね。

ですから、ぜひこれはやみくもに全てが建設業許可を取らなければいけないということではないのですけれども、例えば 500 万円以下が軽微ではなくて本当に軽微だとすれば 30 万以下とか 50 万以下とか、本当に補修等であればこれが軽微と言えるのでしょうかけれども、そういった金額を下げるとか、一方では建設業許可を取るには、たしか同業の会社に、5 年以上かな、役員か何かで勤めていないといけないとかという決まりもあると思いますが、これも非常にハードルが高いですね。ですから、そういった若干ハードルを下げて業許可も取りやすくしながら、一方では軽微な金額というのはもっともっと低くすべきなのではないかなとも思っております。そういった形で全ての業種がきちっとした適正な競争で生き抜いていける、そのようなことをぜひ御一考いただければと思っております。

ちなみに、今のは建専連としての統一見解ではなくて、あくまで私の意見ということで御理解ください。

#### 【司会】

どうもありがとうございました。私も塗装業の会社を経営しながら本当につくづく思うのは、ここ数年で大分会社さんが倒産するのではないだろうかといった思いと同時に、いい職人さんが育たなくなってくるのだなと本当に実感しております。その中で、いろいろ話があった中で、全体として価格を上げ、若い子たちを育てる雰囲気、また、それを適正に正当な方法で適正な価格を得ようとする会社さんが生き残るシステムをつくっていかないと、本当にこの国はどうなるのだろうかといった思いを持っていますし、同時に沖縄県については、島であるがために逃げ場がないです。

ですから、バブルみたいになるとば一んと上がってきますけれども、へこむときはほかの県よりめっちゃくちゃ早くへこんできます。このときに、140 万人いる中で若者の比率が

多いわけですが、この子たちはどうするのか、どうなっていくのかなんという思いをしながら今日臨むことになりました。答えはいろいろ出ることはないかと思えますけれども、そういった熱い思いを持っている沖縄県の建専連の意見をどんどん上げながらよりよくしていければと思っています。